

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 石川県義援金(一次～三次配分)・珠洲市義援金のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、珠洲市、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

被害区分	対象	申請方法	石川県	珠洲市	計	
			一次～三次			
人的被害	死者	申請不要 ※県外の方は申請が必要	一次 20万円 二次 80万円 三次 80万円	20万円	200万円	
	重傷者	申請	一次 10万円 二次 — 三次 —	10万円	20万円	
住家被害	全壊	被災証明書で「全壊」「長期避難世帯」「半壊解体」と認定された世帯	被災者生活再建支援金を申請した世帯は、	一次 20万円 二次 80万円 三次 80万円	50万円	230万円
	大規模半壊	被災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯	申請不要	一次 15万円 二次 60万円 三次 60万円	35万円	170万円
	中規模半壊	被災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯	世帯主が申請	一次 10万円 二次 40万円 三次 40万円	25万円	115万円
	半壊	被災証明書で「半壊」と認定された世帯		一次 5万円 二次 20万円 三次 20万円	10万円	55万円
	準半壊	被災証明書で「準半壊」と認定された世帯	石川県義援金一次・二次配分を申請した方は、 申請不要	一次 — 二次 10万円 三次 25万円	5万円	40万円
	一部損壊	被災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		一次 — 二次 3万円 三次 7万円	3万円	13万円

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2) 添付書類

① 県外に住民登録のある方が死亡した場合のご遺族

- 住民登録のある市町村からの、災害弔慰金が支給されたことがわかる書類

② 重傷を負った方（被災後の二次被害は対象外）

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。
(令和6年能登半島地震1月1日に負傷し、1カ月以上の治療を要することの記載)

③ 住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等、区長や民生委員の居住証明)
- 「半壊解体」で申請する場合は、「被災家屋等の解体、撤去完了通知書」の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④ 通帳の写し または キャッシュカード の写し(住家被害は、世帯主の口座)

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

※災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合、被災者生活再建支援金の申請をした場合、石川県義援金(一次・二次配分)の申請をした場合には、改めてこの申請を行う必要はありません。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。)

3. 申請方法

(1) 窓口 場所: 珠洲市役所 1F 市民ホール 支援総合窓口

時間: 午前8時30分～午後5時15分(土日祝も受付します)

(2) 郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先: 〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地2 危機管理室

4. 注意事項

今後、義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。
(再度の申請は不要です。)

5. 問い合わせ先

(1) 配分対象及び配分金額に関すること

石川県義援金 石川県健康福祉部企画調整室 電話: 076-225-1412

珠洲市義援金 危機管理室 電話: 0768-82-7725